

# 《利用調整（選考）・点数について》

## 利用調整（選考）について

### 1. 保育の利用を希望する全ての方へ

利用調整（選考）は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育の利用選考基準」（21～22ページ参照）に基づき行います。

利用調整（選考）の方法は、保育の必要な度合いを保護者・事由に応じた基本点と世帯や児童の状況などに応じて加点・減点する調整点を合算し、合計点数の高い方から優先順位を決定します。

利用調整（選考）の結果、保育所以外の施設・事業の利用が内定した場合は、施設・事業者と利用契約を交わすこととなります。

### 2. 小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）をお考えの方へ（卒園時の4月選考について）

小規模保育事業所等は0～2歳児までの保育となるため、卒園後の受け皿（優先受入枠）設定が必要とされています。2歳児クラスを卒園し、3歳からの保育の利用を希望する場合には、あらかじめ市の利用調整を経てくださいこととなりますが、その際の申し込み手続きおよび利用調整（選考）は、下記のとおりとなります。

- 申込時期：2歳児クラスの10月中旬ごろ
- 申込窓口：在籍されている小規模保育事業・事業所内保育事業所（※従業員枠は対象外）  
※進路調査の時期（10月中旬頃）に、在籍施設からご案内します。  
※在籍施設への申込後、希望園の変更などあれば、保育幼稚園事業課窓口にて手続き可能です（手続き期限は、一般の4月入所1次選考締切日と同日です）。  
※事業所内事業所は、地域枠での在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。
- 選考種類：①優先受入枠選考、②一般枠（通常選考）の2種類  
※両選考は併願可能です。ただし、優先受入枠選考にて内定が決定した時点で内定先が確定し、一般枠（通常選考）では選考されませんので、ご注意ください。  
※保育要件が「求職活動」の方は、優先受入枠のみが対象となります（優先受入枠にて待機の場合は、2次選考に進んでいただくこととなります）。
- 選考結果：両選考の結果は、翌年2月頃に、同じタイミングで郵送通知されます。

#### <2種類の小規模等卒園児向け選考の内容詳細>

##### ① 優先受入枠選考（連携施設・公立保育所等を希望）

連携施設（優先受入枠）のある小規模保育事業等を卒園される児童のみを対象とした選考です。

※ 連携施設（優先受入枠）は15～16ページを参照してください。

※ 連携施設（優先受入枠）の有無に関わらず、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の優先受入枠への申込が可能です（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。18ページ参照。

※ 事業所内事業所は、地域枠の在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。

##### ア.【2号認定】枠を希望する場合

小規模保育事業所等の卒園児に優先受入枠が設定されている場合、その連携施設における利用調整について加点（+100点）されます。卒園児の受入枠に限りがある場合は、卒園児間で保育の必要度合いに応じた選考となります。

※ この優先受入枠の利用調整は、②一般枠選考（通常選考）に先立って実施されます。

※ 本利用調整において内定が決定した時点で内定先が確定し、②一般枠選考（通常選考）では選考されませんので、ご注意ください。

##### イ.【1号認定】枠または企業主導型保育事業を希望する場合

施設へ直接申し込みください（市への申し込みはできません）。

<次ページに続く>

② 一般枠選考（優先枠選考で待機となった場合、及び、当選者のみを申し込んだ場合）

ア. 【2号認定】での利用を希望する場合

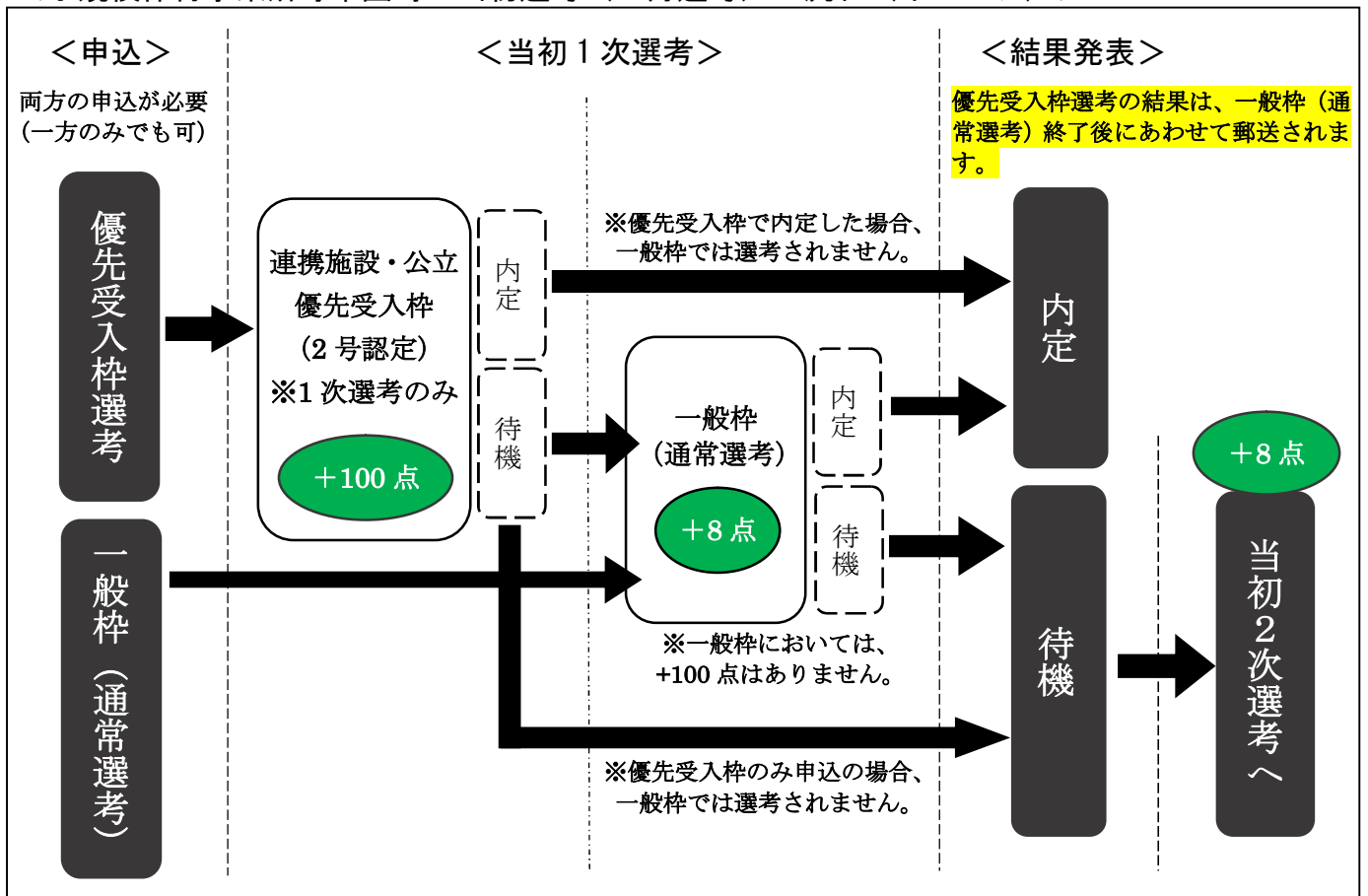
小規模保育事業所等の卒園児については、一般枠（通常選考）及び2次選考以降の利用調整において加点（+8点）されます。

- ※ 本利用調整においては、**前ページ**の連携施設における加点（+100点）はつきません。
- ※ 事業所内事業所は、地域枠の在籍児のみが加点（+8点）の対象です（従業員枠は対象外）。
- ※ 認可保育施設に入園された場合、その後の申込（転所申請等）に本加点（+8点）はつきません。
- ※ 本加点（+8点）が付与されるのは小規模保育事業等の優先受入枠設定義務の経過措置期間に限り、国（厚生労働省）が設定した基準に従い、令和6年度末（令和7年度4月利用調整）までとなっております（令和6年4月1日現在）。

イ. 【1号認定】での利用を希望する場合

公立・私立幼稚園および認定こども園の募集要項に応じて、期日までに直接施設へ（公立の場合は市へ）申し込みください。※**39ページ**参照

＜小規模保育事業所等卒園時の当初選考（4月選考）の流れ（イメージ）＞



※ 卒園後の進路については、**18ページ**にも記載がございます。

3. 認定こども園（2・3号認定と1号認定双方の定員設定のある施設）を希望する方へ

（入園後の認定区分の変更と利用調整（選考）の取扱いについて）

入園後に認定区分の変更を希望する場合、それぞれ次のような手続きが必要になります。

① 1号認定⇒2号認定へ変更を希望する場合

1号認定での入園後に2号認定での利用を希望される場合は、市の利用調整を経ていただくこととなるため、市窓口への申し込みが必要です。利用調整時は、優先的に利用ができるよう加点（+150点）がつきます。ただし、施設の受け入れに限りがあるため、利用調整（選考）時にすでに受入上限一杯である場合などにおいて、認定区分の変更をお受けできないことがありますので、予めご了承ください。なお、必要書類、申し込み締め切りについては、**8～11ページ**をご参照ください。

② 2号認定⇒1号認定へ変更を希望する場合

施設にご相談の上、変更希望月の前月中に「教育・保育給付認定申請書」を市窓口（保育幼稚園事業課）へご提出ください。